

茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策の時点修正について（令和元年度）

こども育成部保育課

共働き家庭等の増加に伴う利用ニーズの拡大により、本市の児童クラブの利用者数が増加傾向にあり、かつ待機児童が発生していることから、令和2年度までに、まずは低学年の待機児童の解消を目指すため、平成30年2月に「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策」を策定し、解消に向けた各種施策に取り組んでいるところです。

しかしながら、保育需要は依然として増加し続けており、また、幼児教育・保育の無償化等の動きもあり、待機児童が再び増加する可能性があります。

そうした中、最新の状況を分析し、対策を時点修正することとし、効率的かつ効果的な待機児童の解消に、引き続き取り組んでいきます。

1 現況及び各施策の実施状況について（対策2－（4）部分の最新の状況）

（1）児童数・待機児童の状況

本年度4月においては、引き続き待機児童及び保留児童が増加している状況です。

	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	31年度 (2019年度)
児童数の合計	13,321	13,220	13,105	13,159	13,192	13,063	13,086	13,163	13,080
（うち小3まで）	6,534	6,492	6,400	6,533	6,612	6,586	6,478	6,487	6,470
児童クラブ数（総計）	24	24	26	27	28	30	30	30	30
（うち民設民営）	0	0	0	0	2	3	3	3	3
児童クラブの定員	1,472	1,539	1,501	1,552	1,647	1,709	1,761	1,788	1,788
公設民営入所児童数	1,096	1,124	1,144	1,253	1,303	1,464	1,544	1,540	1,543
民設民営入所児童数	0	0	0	0	19	43	91	138	155
保育需要児童数	1,096	1,124	1,144	1,265	1,382	1,568	1,690	1,834	1,898
（うち小3まで）	865	890	924	1,029	1,104	1,279	1,336	1,496	1,570
保育需要率	8.2%	8.5%	8.7%	9.6%	10.5%	12.0%	12.9%	13.9%	14.5%
（うち小3まで）	13.2%	13.7%	14.4%	15.8%	16.7%	19.4%	20.6%	23.1%	24.3%
待機児童数	0	0	0	11	29	25	34	128	172
（うち小3まで）	0	0	0	2	7	12	8	33	64
保留児童数	0	0	0	12	60	61	55	156	200
（うち小3まで）	0	0	0	2	10	26	11	46	87

※茅ヶ崎市にて集計

- ◆保育需要児童数：児童クラブ入所児童数に保留児童数を加えた数
- ◆待機児童数：各小学校区の保育需要児童数が児童クラブの定員を超えた数
- ◆保留児童数：小学校区内に入所できる児童クラブがあるにも関わらず、保護者・児童の希望等により入所しない数も含めた、実際に児童クラブに入所できていない児童数

(2) 長期休暇対策事業の利用状況等 (対策2 - (5) 部分の最新の状況)

参加者は年々増加傾向にあり、特に夏季休暇中の参加が多い状況です。

サマースクールについては、従来の東海岸拠点に加え、30年度より、新たに鶴嶺拠点を設置し、利用者の利便性の向上を図りました。

	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
定員 (サマースクール)	80人	80人	100人	120人	120人	128人
サマースクール	47人	75人	80人	102人	102人	120人
ウィンタースクール	18人	24人	35人	36人	40人	39人
スプリングスクール	11人	41人	56人	43人	50人	—

(3) 小学校ふれあいプラザの実施状況 (対策2 - (6) 部分の最新の状況)

プラザに携わるパートナー、参加児童数ともに年々増加傾向にあります。

また、プラザと児童クラブが連携し、交流会等を行っている事例もあります。

	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)
プラザ実施学校数	15	16	17	18	18	18	18	18	18	18
パートナー数 (延べ)	4,097	5,023	5,031	5,750	5,978	6,057	6,857	7,265	7,197	7,923
平均実施日数	75	90	85	91	90	94	96	99	99	106
週4回以上開催しているプラザの数	5	5	6	6	8	8	8	8	8	10
プラザ参加児童数	19,312	23,795	22,688	25,046	26,225	29,475	33,618	36,355	34,270	34,627

(4) 対策の基本的な考え方について (対策3 - (2) 再掲)

平成30年2月に策定した対策では、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針である「茅ヶ崎市総合計画基本構想」(平成23年(2011年)3月策定)の目標年度である令和2年度(2020年度)までに、施設整備については小学校3年生までの受け皿を確保するとともに、小学校4年生以上についても安心・安全な放課後の居場所を創出することにより、待機児童解消を目指すこととしています。

項番	内容
1	本対策の対象児童は、子ども・子育て支援新制度及び児童福祉法に基づき、小学校1年生から小学校6年生までとします。 ただし、児童クラブでの受け入れについては、当面の利用ニーズの増加に対応するため、小学校3年生までの待機児童解消を最優先とします。
2	高学年を中心として、長期休暇期間中のみの安全・安心な居場所の確保を望む声も多いことから、長期休暇対策事業の拡充を図ります。
3	市が定める一定の運営形態による児童クラブの量的拡大及び民間ノウハウの活用による効率的運営の両立を目指した民設民営クラブの拡大を図ります。
4	児童クラブ以外の放課後の居場所づくりを多角化するため、「小学校ふれあいプラザ事業の実施日拡大・連携強化」及び「公共施設の利用促進」に取り組みます。
5	多様な利用ニーズに応え、放課後の過ごし方の選択肢を広げるために、民間事業者等の独自運営(子ども・子育て支援交付金対象外)による児童クラブの誘致を検討します。
6	「放課後子ども総合プラン」・「豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針」に基づき、学校施設の利活用について、継続して検討を進めます。

(5) 対策の推進手法について (対策3 - (3) 再掲)

本対策では、「指定管理者制度」を採用するクラブが、地理的状況を踏まえ、5ブロックに分割することで、これまで以上に効率的・効果的に管理運営を行うことを目指しています。

(参考) 指定管理者制度の活用におけるブロック制について

第1ブロック	小出小学校区・香川小学校区・円蔵小学校区・鶴が台小学校区
第2ブロック	松林小学校区・小和田小学校区・室田小学校区
第3ブロック	鶴嶺小学校区・梅田小学校区・今宿小学校区・浜之郷小学校区
第4ブロック	茅ヶ崎小学校区・西浜小学校区・柳島小学校区・東海岸小学校区
第5ブロック	松浪小学校区・浜須賀小学校区・緑が浜小学校区・汐見台小学校区

(6) 施策の実施状況について (対策に位置付けられた施策の実績)

各施策の平成30年度の実施状況は次のとおりです。

項番	対象	施策名	状況
1	全ブロック	小学校ふれあいプラザ事業の拡充	室田・鶴嶺・松浪・東海岸小で、開催回数を増加
2	全ブロック	長期休暇対策事業の拡充	新たなサマースクール実施拠点として、鶴嶺小学校を活用
3	全ブロック	一時利用制度の創設	公設民営児童クラブにおいてアンケートを実施
4	全ブロック	送迎支援の実施	新たに6クラブにおいて、シニアを活用した送迎支援を開始
5	全ブロック	学校施設の利活用	鶴嶺小学校を活用し、サマースクールを実施(関連:項番2)
6	全ブロック	民設民営児童クラブの賃借料補助の延長	4年目以降の補助継続を実施
7	第2ブロック	新たな民設民営児童クラブの開設	松林・室田小学校区において公募を実施したものの、諸般の事情により開設見送り
8	第2ブロック 第4ブロック	民設民営児童クラブのさらなる利活用	松林・室田小学校区の児童クラブにおいて、定員拡大(15名分)を実施するとともに、茅ヶ崎小学校区の児童クラブにおいて分園(定員20名)を設置

2 待機児童解消に向けた取り組みにおける変更点等について

(1) 今後の待機児童の推移 (対策3-(1)部分の最新の状況)

対策策定時の見込みと比べ、特に低学年の保育需要が高まっており、待機児童数が増えていることから、令和2年度までの低学年の待機児童解消は厳しい状況です。

	令和元年度 (2019年度) 対策策定時推計	令和元年度 (2019年度) 本年4月現在	令和2年度 (2020年度) 対策策定時推計	令和2年度 (2020年度) 時点修正時推計
児童数の合計	13,422人	13,080人	13,389人	12,776人
児童クラブの定員	1,761人	1,788人	1,895人	1,927人
保育需要児童数	1,961人	1,898人	2,080人	1,960人
(うち小3まで)	1,571人	1,570人	1,658人	1,626人
保育需要率	14.6%	14.5%	15.5%	15.3%
(うち小3まで)	23.2%	24.3%	24.3%	25.7%
待機児童数	246人	172人	363人	142人
(うち小3まで)	11人	64人	0人	40人

(2) 低学年待機児童が発生する小学校区について

時点修正時の推計では、次の小学校区において、令和2年度に低学年待機児童が発生し、翌年度以降も増加する見込みです。

小学校区	西浜	東海岸	浜須賀	松浪
令和2年度	18	23	12	42
うち低学年	8	10	8	14
令和3年度	26	29	14	52
うち低学年	16	14	11	25
令和4年度	40	36	20	73
うち低学年	31	21	17	40

※時点修正時の推計によるもの

(3) 待機児童解消に向けた取り組みの変更点について

① 低学年待機児童解消対策の取り組み年度の変更

対策策定時は令和2年度までの取り組みとしていましたが、増加する保育需要を踏まえ、取り組み期間を1年後ろ倒しし、令和3年度までとします。

なお、既存民設民営児童クラブの定員拡充に加え、令和2年4月に開設する新たな民設民営児童クラブ3施設も含め、後述する「ブロックごとの取り組みの変更」を実施し、引き続き低学年待機児童の解消に向けた取り組みを進めますが、低学年待機児童の解消は令和3年度以降になる見込みです。

②ブロックごとの取り組みの変更（対策3 - (4) - ②部分の修正）

ブロックごとの取り組みにおける施設整備については、次のとおり整備スケジュールを変更します。

【対策策定時】

開設年度	手法	開設クラブ（名称は仮称）
令和元年度 （2019年度）	民設民営	（仮称）松林・室田地区児童クラブ【第2ブロック】
令和2年度 （2020年度）	公設民営	（仮称）西浜第2児童クラブ【第4ブロック】
	民設民営	（仮称）小和田地区児童クラブ【第2ブロック】
		（仮称）鶴嶺地区児童クラブ【第3ブロック】

【時点修正時】（※太字部分がスケジュールに変更があった開設クラブとなります。）

開設年度	手法	開設クラブ（名称は仮称）
令和2年度 （2020年度）	公設民営	（仮称）西浜第2児童クラブ【開所見送り】
	民設民営	（仮称）松林・室田地区児童クラブ【再公募】
		（仮称）小和田地区児童クラブ【変更無し】
		（仮称）鶴嶺地区児童クラブ【開所見送り】
		（仮称）梅田・茅ヶ崎地区児童クラブ【新規】 【第3・4ブロック】
令和3年度 （2021年度）		（仮称）西浜地区児童クラブ【新規】【第4ブロック】
		（仮称）松浪地区児童クラブ【新規】【第5ブロック】

※当初の整備スケジュール及び令和2年度の申請状況等を踏まえ、整備箇所を決定しています。

(4) 必要経費等の変更について（対策3 - (6) の修正）

本対策の時点修正により必要な経費は、次のとおりとなります。厳しい財政事情の中、各年度予算に基づき、効率的・効果的に執行するとともに、可能な限り特定財源（国・県の交付金・補助金等）を充当し、歳出の抑制に努めます。

（単位：千円）

項番	ブロック	施策名	令和2年度 （時点修正時）
1	全	長期休暇対策事業の拡充 （うち特定財源）	6,949 408
2	第2	民設民営児童クラブの更なる利活用	0
3		新たな民設民営児童クラブの開設（松林・室田、小和田） （うち特定財源）	26,489 17,659
4	第3・4	新たな民設民営児童クラブの開設（茅ヶ崎・梅田） （うち特定財源）	12,668 7,945
5	第3	新たな民設民営児童クラブの開設（鶴嶺） （うち特定財源）	0 0
6	第4	新たな民設民営児童クラブの開設（西浜） （うち特定財源）	12,600 8,400
7	第5	新たな民設民営児童クラブの開設（松浪） （うち特定財源）	12,600 8,400
合計			71,306
うち特定財源			42,812

4 待機児童解消の見込み（対策3－（7）の修正）

本時点修正に位置付けた取り組みを実施することにより、本対策取り組み年度（令和3年度）中の低学年待機児童の解消は難しい見通しとなるものの、安心・安全な放課後の居場所を創出することを目指します。

（単位：人）

項番	ブロック	施策名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	全	小学校ふれあいプラザの拡充	-	-	-	-
2		長期休暇対策事業の拡充				
3		一時利用制度の創設				
4		送迎支援の実施				
5		公設民営児童クラブにおける学校施設の利活用				
6		民設民営児童クラブへの賃借料補助の延長				
7	第2	民設民営児童クラブの更なる利活用	▲15	-	-	-
8	第3	新たな民設民営児童クラブの開設 (松林・室田、小和田小学校区)	-	-	▲90	-
9		新たな民設民営児童クラブの開設(鶴嶺小学校区)	-	-	-	-
10	第3・4	新たな民設民営児童クラブの開設(梅田・茅ヶ崎小学校区)	-	-	▲45	-
11	第4	民設民営児童クラブの更なる利活用	▲20	-	-	-
12		新たな民設民営児童クラブの開設(西浜小学校区)	-	-	-	▲45
13	第5	新たな民設民営児童クラブの開設(松浪小学校区)	-	-	-	▲45
14		近隣児童クラブへの入所	-	-	-	▲11
待機児童数(小学校6年生まで)			128	172	142	141
待機児童数(小学校3年生まで)			33	64	40	25

5 今後の取り組みについて

今回の時点修正では、対策を引き続き推進していくことを基本としながら、令和元年の保育需要や厳しい財政状況を踏まえ、児童の放課後の居場所づくりに関する施設整備スケジュール等を変更するものです。

しかしながら、保育需要は当面増加傾向が続くと予測しており、今後も継続した対応が必要となることから、令和3年度以降については、開所見送りとなったクラブも含め、最新の保育需要をしっかりと分析し、同年を始期とする新たな総合計画実施計画と連動した対策を改めて策定します。